

光市子どもの読書活動推進計画

～ 豊かな『ことば』と『こころ』を育むために ～



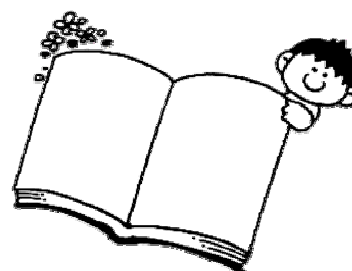
平成18年3月

光市教育委員会

光市子どもの読書活動推進計画 目次

第1部 総論	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の実施期間	
3 計画の目標	2
4 光市の現状 ～「読書活動に関するアンケート」の結果から～	
計画の体系図	3
第2部 各論	4
第1章 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	
1 家庭における活動の推進	
2 地域における活動の推進	5
(1) 市立図書館における活動の推進	
(2) 公民館や児童館における活動の推進	6
(3) 民間団体等における活動の推進	
(4) 障害児・者に対する活動の支援	7
3 学校等における活動の推進	8
(1) 未就園児や保育所・幼稚園における活動の推進	
(2) 障害のある子どもの活動の支援	9
(3) 小学校・中学校・高等学校における活動の推進	10
(4) 特殊学級における活動の推進	12

第2章	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	1 3
1	市立図書館の整備・充実	
2	公民館や児童館等の社会教育・児童福祉施設における環境の整備・充実	1 4
3	保育所や幼稚園における環境の整備・充実	1 5
4	学校図書館の整備・充実	1 7
5	障害のある子どもへの配慮	1 9
第3章	子どもの読書活動を支える人の育成	2 0
1	人材の育成	
2	市立図書館、学校、保育所、幼稚園、社会教育施設、民間団体等の連携・協力	2 1
第4章	子どもの読書活動推進についての啓発・広報	2 2
1	子ども読書の日等への取り組み	
2	子どもの読書に関する各種情報の収集・提供	
3	優れた取り組みの奨励、優良図書の普及	2 3
参考資料		
	「読書活動に関するアンケート」とその結果	2 4
	関連法令	3 1



第1部 総論

1 計画策定の趣旨

読書は、子どもの限りない想像力を育むとともに、物事を深くとらえ考えることによって、豊かな言葉と心を育てます。また、読書は、子どもに大きな喜びをもたらし、喜びが子どもの成長を伸ばし、人間形成に大きな影響を与えていきます。そして、読書は、子どもが様々な価値観に触れることにより、自らより良い生き方を実現するために必要な知識や判断力を養う基礎となります。

しかしながら、昨今、活字離れや国語力の低下が指摘されているとともに、読書が日常生活の一部になっていない憂慮すべき状況にあります。また、一方でさまざまな情報メディアの発達・普及により子どもたちを取り巻く生活環境が、他方で少子化・核家族化など社会構造の変化で、地域環境や家族のあり方が大きく変わってきているところです。

このような状況の中で、政府は子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、2000年を「子ども読書年」とし、翌2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。この法律は、18歳以下の子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国は子どもの読書活動推進基本計画を、都道府県及び市町村は子ども読書活動推進計画の策定に努め公表しなければならないこととしています。これに基づき、2002年8月、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定・公表、2004年10月に山口県の「山口県子ども読書活動推進計画」が策定・公表され、さらに、2005年7月には文字・活字文化振興法が公布・施行されました。

ところで、光市では“母と子と父、そして人にやさしいまち”づくりを目指し、「おっぴい都市宣言」をしています。これは、子どもを胸でしっかりと抱きしめ、みつめあい、あたたかい言葉で包み込むふれあいの子育てを応援するものです。豊かな子育てを楽しむうえでも、読書活動は大きな役割を果たすものとなります。

そこで、国・県が策定したこれらの計画を基に、光市の実情等を踏まえながら、子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる読書環境づくりの整備を図るため、この基本計画を策定するものです。

2 計画の実施期間

この計画は、光市の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向を設定し、具体的な取組みを策定するものです。そのための実施期間は、平成18年度から平成22年度までの5カ年とします。また、その後についても継続して見直していきます。

3 計画の目標

この計画は、次の4つの柱からなる総合的な体系で構成されています。

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

読書が、心豊かな子どもの成長のために十分に機能するためには、子どもに読書を強制するのではなく、子どもが自主的に楽しく読書に親しむとともに、読書の習慣を身につけることが肝要です。

このためには、大人自身が読書の意義を理解して、率先して読書する姿勢を示すことがまず必要です。その上で、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であり、それぞれが子どもの読書活動の意義を理解し、その担うべき役割を果たすことが求められます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に図書に接することのできる公立図書館、学校図書館等において、それぞれの機能を十分に発揮するために、施設、設備や図書資料等の充実が求められます。

また、地域の実情に応じて、公民館や児童館においても子どもが図書に触れる機会をもてるよう配慮する必要があります。

(3) 子どもの読書活動を支える人の育成

図書館職員、教職員、保育士、母子保健推進員等のボランティアなど、子どもの読書活動の普及を図るための人材の育成が必要です。

(4) 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

市民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めていくとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、あらゆる機会をとらえて啓発・普及を図る必要があります。

4 光市の現状 ～「読書活動に関するアンケート」の結果から～ 主な傾向として

本への興味は年齢とともに低下しています。

どの年代においても、1週間の読書時間は1時間以内、読書回数は4回以内が半数以上を占めています。

本は購入するものだという意識が高いようです。

子どもが1歳になるまでに、74%の方が絵本を読んであげています。

毎日絵本を読んであげるという方が25%いらっしゃいます。

絵本の読み聞かせによる父親の育児への参加率は高いようです。

詳細は別添資料(24頁～)参照

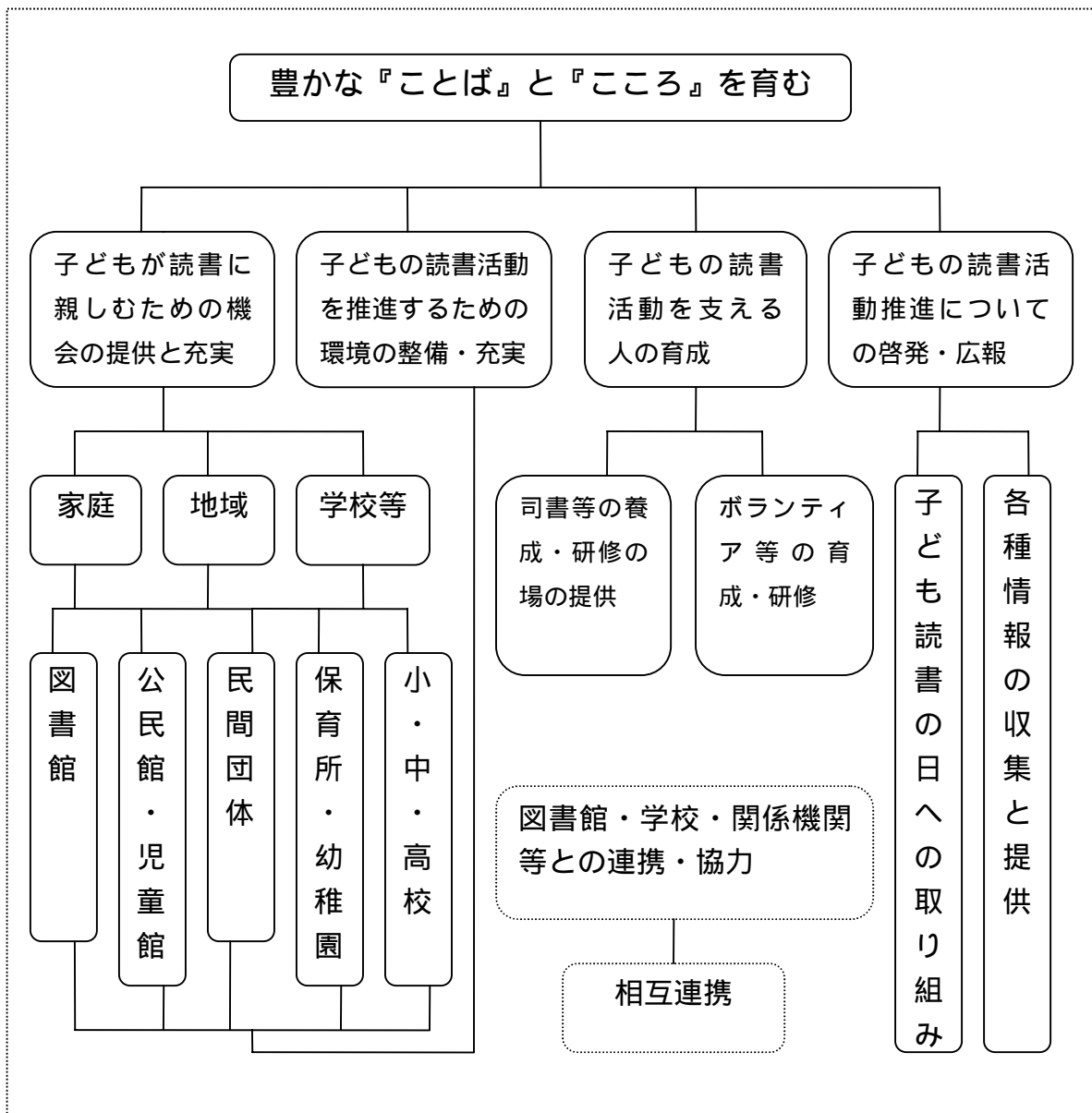


光市子どもの読書活動推進計画 体系図

子どもたちへの宣言

わたしたち光市の大人は、あなたたち子どもに、

- 本を読む時間と安心できる場所を提供していきます。
- 満足できる本をそろえていきます。
- 豊かな本を紹介する人を育てていきます。
- 本を読む自由と権利があることを人々に伝えていきます。



第2部 各論

第1章 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

1 家庭における活動の推進



【 現状と課題 】

テレビ、ビデオ、DVD、携帯電話やパソコン等の普及や生活環境の変化、さらには、妊娠期や乳幼児期からの読書習慣が浸透しきれてないことなどにより、子どもの読書離れが懸念されています。

子どもが読書習慣を身につけるためには、大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書する環境をつくる必要があります。

【 施策の方向 】

家庭における読書の習慣付けを図るため、支援活動を充実します。

保護者をはじめ、子どもに関わる大人が、子どもの読書活動を理解し、関心を深めることができるよう働きかけを推進します。

【 具体的な取組み 】

家庭教育講座や子育て支援事業の活用による普及活動

- ✚ 妊娠期から語り聞かせる習慣づけ
- ✚ 家庭における読書活動の重要性の理解促進
- ✚ 「ノー・テレビデー」(テレビを見ない日)の設定や「家庭の日」におけるファミリー読書活動など、家族ぐるみでの読書活動の働きかけ
- ✚ 親子読書運動の展開
- ✚ ブックスタート・メディアスタートの啓発活動
- ✚ 保護者を対象としたPTA・子ども会における読書に関する啓発事業

ブックスタート：親と子が心とことばを通わせる、そのかけがえのないひと時を、絵本を介して持っていただくことを応援する運動

メディアスタート：テレビ・ビデオなどのメディア環境が子どもたちに及ぼす影響について考え、乳幼児期からメディアへの接触開始時期に対する意識の啓発を図ること

2 地域における活動の推進



(1) 市立図書館における活動の推進

【 現状と課題 】

県立図書館や学校等との連携を図り、図書館関係者、一般市民を対象とした絵本の読み聞かせ講座や子どもの読書に関する講演会を開催しています。

毎月おはなし会を開催し、子どもたちへ絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、保育所・幼稚園等に出向いたり、社会見学などで来館された際にも読み聞かせを行っています。

図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。図書館では、子どもが自由に本を選ぶことができるようにすることが大切であり、そのために幅広く資料・情報を収集し、サービスを充実させることが求められています。

《参考》光市立図書館でのおはなし会

(平成17年度)

名称	対象	内容
ずくぼんじょ	0～1歳半の親子(妊婦さんも可)	親子であそばせ遊び 手あそび 絵本の読み聞かせ・紹介 紙芝居やパネルシアター など
まめっちょ	1歳半～3歳の親子	
おはなし会	3歳児～	
おはよう	小学生以下(大和分室)	

【 施策の方向 】

子どもが本に興味をもち、読書への関心を深めるようサービスの一層の充実を図ります。

県立図書館(子ども読書支援センター)による支援及び研修機能の強化を要請します。

読書の楽しさや必要性を理解してもらうため、講演会や講座の実施に努めます。

保護者やボランティア等、子どもの読書に関わる大人に、子どもの本の紹介を行うよう啓発に努めます。

【 具体的な取組み 】

子ども向けサービスの充実強化

- 読み聞かせ、おはなし会、ブックトークなどの実施
- 子どもに勧めたい図書の展示

ブックトーク：本に対する興味を引き出すようテーマを決めて、数冊の本を順序立てて紹介すること

レファレンス機能及び情報提供機能の充実・強化

- ✚ 子どもや保護者、学校からの調査・資料提供への対応
- ✚ 保護者等を対象とした読み聞かせや本の選び方、与え方についての助言
- ✚ 専門職としての司書、司書教諭、図書指導員の役割に対する理解促進

レファレンス：利用者からのさまざまな調査依頼や問い合わせに対し、資料や情報を提供すること

子どもの読書活動支援の充実

- ✚ 子ども向けサービスに関する情報の収集や新刊児童図書の購入
- ✚ 読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会、講座等の実施
- ✚ 読み聞かせ用図書リストの充実・利用促進

(2) 公民館や児童館における活動の推進

【 現状と課題 】

公民館や児童館は、読書活動に関わる職員が少ない等、子どもが気軽に図書に接する環境が十分でないところがみられます。

公民館や児童館の活動の中で、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域ぐるみで子どもの読書活動に取り組むことが求められています。

【 施策の方向 】

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を深めます。

【 具体的な取組み 】

読書に親しむ多様な活動の展開

- ✚ 公民館広報紙の活用による読書活動の普及
- ✚ 社会教育講座（親子読書活動など）の開催
- ✚ ボランティアによる読み聞かせ等の実施
- ✚ 読書感想文・感想画・絵本等の展示会の実施



(3) 民間団体等における活動の推進

【 現状と課題 】

子どもの読書活動に関わるボランティアグループは、保育所・幼稚園・学校・図書館等で読み聞かせや作品制作を行っています。

より一層の充実を図るため、ボランティアグループに対し、活動内容や運営について協力・支援することが求められています。

【 施策の方向 】

読書に親しむ機会を身近なところで提供するボランティア活動を支援します。

【 具体的な取組み 】

活動の充実を図るための支援

- ✚ 研修会や定期的な講習等の開催
- ✚ 公民館・児童クラブ等でのボランティアを活用した活動の取組み
- ✚ 読み聞かせボランティア養成講座等による、新たなボランティアの育成
- ✚ 保育所・幼稚園・学校・公民館・図書館等における活動の場の提供
- ✚ ボランティアの受け手と提供者のコーディネート

ボランティアグループ間のネットワークの活用

- ✚ 情報交流の機会の提供や相互協力への支援・協力

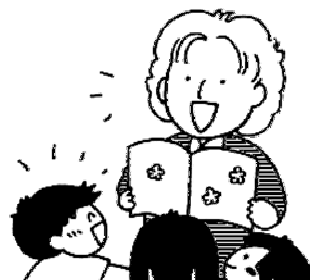
(4) 障害児・者に対する活動の支援

【 現状と課題 】

知的障害、肢体不自由等の障害に応じた読書活動支援が求められています。市立図書館等における、障害のある子どもに対するサービスの向上が求められています。

【 施策の方向 】

子どもの障害の程度や状態に合った読書活動の支援を図ります。



【 具体的な取組み 】

図書館やボランティア団体（個人）による障害のある子どもに対する読書活動の支援

- ✚ 図書館職員、朗読ボランティアによる対面朗読と録音図書やリストの作成
- ✚ 図書館職員、点訳ボランティアによる点訳図書やリストの作成
- ✚ 視聴覚機器の活用
- ✚ 読み聞かせボランティアによる学校や施設等への出前おはなし会
- ✚ 布絵本制作ボランティアによるさわる絵本の作成

3 学校等における活動の推進

(1) 未就園児や保育所・幼稚園における活動の推進



未就園児に対して

【 現状と課題 】

光市地域子育て支援センター「チャイベビステーション」において、読み聞かせ会「おはなしでてこい」を開催し、未就園児やその保護者に対し、絵本や紙芝居などに親しむ活動を行っています。

保育所や幼稚園においても、子育て支援の一環として同様の活動を行っています。

母子保健推進員の皆さんも地域での活動や乳幼児健診など、折にふれて絵本の読み聞かせ等の活動をされています。

より一層の充実を図るため、子どもの読書活動に関わるボランティアグループに対し、活動内容や運営について協力・支援することが求められています。

【 施策の方向 】

乳幼児期の読書活動の重要性について保護者が理解を深めることができるよう、啓発活動を検討します。

チャイベビステーション内の貸出図書など、資料の充実を図ります。

【 具体的な取組み 】

子どもと保護者のはじめての読書活動「絵本とのふれあい」の推進

- 📖 子育て支援員等による絵本の読み聞かせや紙芝居などの積極的な実施
- 📖 年齢別の推薦絵本の紹介

保育園児・幼稚園児に対して

【 現状と課題 】

園児が自由に読書活動に取り組み、イメージを膨らませ想像する楽しさを知ることができるよう、各園児室に年齢に応じた絵本を配置しています。

保育士・幼稚園教諭は、絵本の読み聞かせ、影絵、人形劇などを通じて「おはなしの世界」を楽しむ活動を継続して行っています。

参観日などの機会に、読書活動の重要性について各家庭への働きかけを行っています。

【 施策の方向 】

園児が絵本等に親しむ活動を積極的に行うよう、保育士・幼稚園教諭一人ひとりの理解を深めます。

園から保護者に対して、親子で一緒に絵本を親しむことの重要性や意義を幅広く啓発し、家庭でも気軽に絵本に親しむことができるよう働きかけます。

園児が、絵本や物語等に触れる機会の多様化を図るため、地域での一般・学生ボランティアの活動を促進します。

【 具体的な取組み 】

絵本や物語の楽しさと出会う多様な機会の提供

- ✚ 保育士・幼稚園教諭による絵本の読み聞かせや紙芝居、エプロンシアター・パネルシアター、人形劇、影絵等の積極的な実施
- ✚ ボランティアグループ（個人）の協力
- ✚ 異年齢交流（児童・生徒の保育体験等）の実施
- ✚ 図書館への遠足・社会見学の実施



家庭で絵本に親しむ活動の啓発

- ✚ 園児の発達・年齢などに応じた絵本リストの紹介など保護者への情報提供

子どもと保護者のはじめての読書活動「絵本とのふれあい」の推進

- ✚ 子どもの読書活動推進に係る研修会や講演会の実施
- ✚ 合同研修会の実施等による保育士・幼稚園教諭の協力体制の確立

(2) 障害のある子どもの活動の支援

【 現状と課題 】

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の障害の状態に対応した、様々な読書活動支援が求められています。

市立図書館における、障害のある子どもに対するサービスの向上が求められています。

【 施策の方向 】

子どもの障害に対応したサービスの向上に努めます。

【 具体的な取組み 】

市立図書館やボランティア団体（個人）による、障害のある子どもに対する読書活動の支援

- ✚ 図書館職員、読書ボランティアによる読書支援
- ✚ ブックリストの作成
- ✚ 視聴覚機器の活用

(3) 小学校・中学校・高等学校における活動の推進

【 現状と課題 】

各学校においては、国語科を中心にして、学校図書館を利用した読書活動に取り組んでいます。また、社会科、総合的な学習の時間等の調べ学習の際にも学校図書館や市立図書館を利用した学習活動が展開されています。

光市では、すべての小・中学校において全校一斉の読書活動（朝の読書活動や保護者等によるおはなし会の開催など）が実施されています。また、高等学校においても、学校図書館を利用した読書活動の実施に取り組んでいる学校があります。一斉読書の実施の在り方については、各学校の実情等により違いがみられますが、その意義について全教職員が、共通理解を図り、優先的に取り組むべき課題であると認識する必要があります。

アンケート結果からも年齢を重ねるごとに読書への関心が薄れてきています。小学校・中学校・高等学校の各段階において、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立する必要があります。

【 施策の方向 】

児童・生徒が、読書の楽しさを実感できるように、本との出会いや体験が読書に結びつくきっかけづくりをする等、読書指導を計画的に推進します。

児童・生徒の読書活動の充実のため、学校関係者の意識の高揚及び指導技術の向上を図ります。



【 具体的な取組み 】

学校図書館の施設と資料の充実

- ✚ 豊富で多様な図書資料の整備
- ✚ 児童・生徒が進んで読書を楽しむために、自然に足を運びたくなるような明るく落ち着いた学校図書館環境の構築
- ✚ 市立図書館及び各学校図書館の連携の推進

児童・生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実

- ✚ 全校一斉読書活動や読み聞かせなどの読書活動の充実
- ✚ 読書指導の年間指導計画の作成及び教科、領域、総合的な学習の時間等での計画的な取り組みの推進
- ✚ N I E (Newspaper In Education)の活用や、図書資料を活用した授業の推進
- ✚ 新刊情報や授業内容に合わせたブックリストの作成、児童・生徒への紹介
- ✚ 児童・生徒の自治活動（図書委員会や児童会・生徒会活動など）の活性化

N I E：学校等で、新聞を教材にして勉強する学習運動のこと

研修等を通じた学校関係者の意識の高揚及び指導技術の向上

- ✚ 読書指導に関する指導計画、学習材料や指導技術などに関する情報交換・研究協議の場の設定
- ✚ 教育研修所研修やその他の教職員研修の受講の奨励
- ✚ 司書教諭、図書指導員の研修及び情報交換の場の設定
- ✚ 各学校全職員を対象とした読書活動に係る研修の実施
- ✚ 読み聞かせ用図書リストの充実・利用促進
- ✚ 研究書等の活用によるレファレンス技能の向上

司書教諭：学校図書館法に規定された司書教諭資格を持つ教諭で、校内において、学校図書館の活用や読書指導について中心的な役割を担います

図書指導員：学校図書館を担当する職員で、適切な資料提供によって児童・生徒の学びや教諭の教科教育を支えます



地域及び関係機関、読書活動ボランティアとの連携

- ✚ 学校、市立図書館、読書活動ボランティアとのネットワークの構築
- ✚ ボランティアを募り、読み聞かせや図書事務の支援など、地域人材活用の推進
- ✚ 家庭や地域から寄贈された本のリサイクル運動の推進
- ✚ 図書館だよりの発行、「親が子に薦めたい本」のコーナーの設置など、読書活動に関する啓発活動の充実

(4) 特殊学級における活動の推進

【 現状と課題 】

推薦図書の展示や児童・生徒の興味関心に応じた蔵書の選定などに取り組んでいます。

市立図書館を利用するなど、児童・生徒の実態に応じた読書活動の推進が求められています。

【 施策の方向 】

障害の程度や状態に合った読書指導を推進し、読書習慣の確立を図ります。

【 具体的な取組み 】

児童・生徒一人ひとりの個性に応じた読書指導の実施

- ✚ 視聴覚機器の活用
- ✚ おはなしボランティア等地域人材の活用
- ✚ 全校一斉読書活動の実施
- ✚ 成長を考慮した読書指導計画の策定と実施
- ✚ 図書館運営に関する知識・技能を高めるための講習



第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 市立図書館の整備・充実

【 現状と課題 】

現在の市立図書館は昭和51年に開館。児童読書コーナーを設置し、児童書を充実してきました。

平成14年に赤ちゃん絵本コーナーを設置しました。

平成17年にあじさい文庫（図書館大和分室）を設置しました。

要望のある保育所・幼稚園・小中学校等に団体貸出を行っています。

市内公民館に図書を配置しています。

子どもが身近に図書に触れることができるよう、図書館において施設、設備や図書資料の拡充が求められています。

【 施策の方向 】

子ども向け図書資料を計画的に整備し、司書の配置などの充実を図ります。

資料貸出について学校図書館・保育所・幼稚園への支援機能の強化を図ります。

利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を促進します。

【 具体的な取組み 】

市立図書館の整備・充実

- 📚 子供向け図書資料の計画的な整備
- 📚 専門職（司書）の配置
- 📚 図書館から遠隔地にある等、地域の実情に応じた図書の配本
- 📚 障害児のための布絵本等の整備
- 📚 外国人の子どものための洋書絵本等の整備

市立図書館の情報化・ネットワーク化の促進

- 📚 蔵書情報のデータベース化、ホームページでの公開の促進
- 📚 図書館横断検索システムによる県内公共図書館のネットワーク化の促進

団体貸出：学校やボランティアサークルなどの団体に対して、事前に登録していただくことにより、冊数は50冊まで、期間は1ヶ月まで貸し出す制度



2 公民館や児童館等の社会教育・児童福祉施設における環境の整備・充実

【 現状と課題 】

現在、光市には11の公民館と児童館が1つ設置されています。図書館大和分室に程近い大和公民館を除いた全ての公民館・児童館に読書コーナーがあります。

市立図書館では、各公民館に定期的に図書を納本しています。

読書コーナーでは、よく選ばれた豊富な蔵書の中から、子どもが自由に本を選ぶことができるようにすることが大切であり、そのために幅広く資料・情報を収集し、サービスを充実させることが求められています。また、オープンスペースに書棚が設置してあることが多く、十分な管理が求められています。

市立図書館から遠隔にある等の事情から、子どもが図書に触れる機会が少ない地域にあっては、地区の公民館や児童館に図書館機能を備えた環境を整備することが求められています。

【 施策の方向 】

地域の実情に応じて、公民館図書室や児童館図書室の充実を図り、地域の子どもが身近なところで図書に触れる機会が増加するよう努めます。

【 具体的な取組み 】

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味や関心を深めるための環境づくり

- ✚ 子ども向け図書資料の計画的な整備と充実
- ✚ 市立図書館による公民館への支援
- ✚ 蔵書情報のデータベース化の促進



公民館の読書コーナー

3 保育所や幼稚園における環境の整備・充実

【 現状と課題 】

各園児室に絵本を配置し、日々の活動の中で園児が自由に絵本に親しむことができるようにしています。園児たちは、興味のある本を探し出し、自分たちで読める字を拾い読みしたり、友達同士で字を教えあったりしながら遊んでいる姿がみられます。

園児や保護者のための図書室があり、絵本や図鑑などが多く揃っている園があります。また、保護者会の図書担当役員の方が管理運営されている園があります。図書担当役員の具体的な活動内容は、本の仕分けや製本、園児に読み聞かせるための紙芝居や大型絵本の製作、子どもに読ませたい新刊書の選出、図書室の本のリスト作り、返却本の整理など多岐にわたっています。

本の貸し出しをしている園があります。そうすることで、家庭で親に読み聞かせをしてもらい、より一層絵本への関心が深まるようになることを期待しています。また、さまざまな良い取り組みを全市的に広げていく必要があります。

幼児期に、読書の楽しさと出会う機会を提供するための環境づくりが求められています。

幼児期から読書習慣を身につけさせるため、幼児にあった書棚や展示台の設置が求められています。

古くなった本は衛生上の問題や補修不可能等の理由で処分され、本が減ってきています。保護者会からの寄付や家庭からの寄贈本で補っていますが、発達段階に応じた内容の絵本の充実が必要です。図書購入の予算の確保と図書室の設置が大きな課題です。



エブロンシアター実践講座・発表会

【 施策の方向 】

園内に必要な図書スペースの確保を促進するとともに、各発達段階に応じた図書の選定に配慮します。

【 具体的な取組み 】

幼児が絵本や物語と日常的にかかわることのできる環境づくり

- ✚ 絵本コーナーの設置や展示の工夫
- ✚ 市立図書館等との連携による発達段階に応じた図書の選定
- ✚ 市立図書館図書資料による図書館移動広場の開催の検討
- ✚ 図書貸出コーナーの新設・充実

親子で読書の楽しみを知ることができる環境づくり

- ✚ 保護者に対し、年齢・発達などに応じた推薦図書などの情報提供
- ✚ 図書貸出制度のPRおよび貸出し推進策の検討

発達段階に応じた図書購入計画の立案

- ✚ 保育所・幼稚園運営予算における図書購入費の確保

読み聞かせボランティアによるおはなし会の実施

- ✚ 紙芝居台や大型絵本スタンドの整備
- ✚ ボランティア養成講座の開催



パネルシアター実践講座・発表会

4 学校図書館の整備・充実

【 現状と課題 】

学校図書館は、児童・生徒が自ら学ぶ「学習情報センター」としての機能と、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能を果たすことが期待されています。光市では、平成17年度学校図書館図書購入費として、小学校279万円、中学校192万円を予算化しました。また、司書教諭有資格教員の適正配置に努め、12学級以上のすべての小・中学校に配置するとともに、11学級未満の小学校5校、中学校3校にも配置し、兼務ではありますが、有資格者の図書指導員5名によりすべての市立小・中学校をカバーしています。

光市では、学校図書館図書標準冊数に対する各学校の蔵書数の割合が、平成16年度、小学校で78.7%、中学校で59.6%となっています。

児童・生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられる魅力ある図書資料の整備が求められます。

司書教諭有資格者の拡大のため、国語科の教諭だけでなく、他教科の教諭でも取得しやすい環境づくりが必要です。

学校図書館相互、あるいは、学校図書館と市立図書館とのネットワーク化の推進、校内LANの整備等、情報化の推進が求められています。

学校図書館図書標準冊数：各学校の学級数によって定められた、学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数

【 施策の方向 】

学校図書館が、様々な学習活動を支援する機能を十分発揮できるよう、施設・設備及び図書資料の整備・充実に努めます。

学習センターとしての機能を充実させるため、学習活動に必要な情報端末機等の整備など学校図書館の情報化に努めます。

学校図書館の諸事務にあたる職員等の配置など、司書教諭が十分活動できる体制づくりに努めます。

多様な経験を有する地域の社会人をボランティアとして活用することを促進します。また、必要に応じて余裕教室を活用できるように開放します。



【 具体的な取組み 】

学校図書館の施設、設備、図書資料の整備・充実

- ✚ 多様な教育活動の展開を支援していくための教育課程に沿った図書資料の整備・充実
- ✚ 余裕教室を活用し、地域人材と連携した新しい読書ルームの運用形態の検討及び推進
- ✚ 学級文庫の充実のための書棚の整備、市立図書館の団体貸出やリサイクル本の活用
- ✚ 図書館を担当する教職員、児童・生徒の委員会活動を中心にした、図書館の環境整備

学校図書館の情報化の推進

- ✚ 蔵書情報のデータベース化や学校間及び市立図書館とのネットワークづくりの推進
- ✚ インターネット通信回線の高速化への対応
- ✚ 校内LANや情報端末機器の整備

学校図書館活用充実のための人的措置の推進

- ✚ 全ての小・中学校に司書教諭有資格教員を配置するよう要望
- ✚ 図書指導員（学校司書）を法制化するよう要望
- ✚ 学校図書館の活用の充実のため、司書教諭（図書館担当教諭）・図書指導員と他の教職員との協力体制の確立
- ✚ 司書教諭が業務に専念できる校務分掌上の配慮

学校図書館ボランティアによる活動の充実

- ✚ 司書教諭や図書指導員を中心とした、PTAや地域の方々に構成する学校図書館ボランティアの研修会の充実
- ✚ ボランティア活動プログラムについての学校間の情報交換の推進

家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ✚ 図書館だよりなどの発行による、親子読書のすすめなど家庭への啓発の推進
- ✚ 本のリサイクル運動の推進と各学校間の連携による活用の推進

5 障害のある子どもへの配慮

【 現状と課題 】

学校図書館では、児童・生徒が自分たちの手で蔵書の整理が行えるように、分類ごとに色シールを背表紙に貼り付け、視覚的にとらえやすいような工夫を行っています。

市立図書館等においては、施設のバリアフリー化が進められています。さらに、障害のある子どもたちが自主的に読書できるよう、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等、障害の程度や内容に応じた図書の整備、読書スペースの充実など環境整備が求められています。

【 施策の方向 】

市立図書館や学校図書館において、子どもが安心して読書に親しめるよう読書活動にかかる環境の整備に努めます。

【 具体的な取組み 】

障害のある子どもの読書活動推進のための諸条件の整備、充実

- ✚ 施設のバリアフリー化や身体障害者向け情報端末の整備促進
- ✚ 手話ボランティア等、障害のある子どもに対応できるスタッフの配置

学校図書館の整備

- ✚ 図書資料の整備、充実
- ✚ パネルシアター、エプロンシアター、布絵本等の整備
- ✚ 掲示物の魅力ある展示
- ✚ 児童生徒の手による学校図書館の運営



市立図書館の支援

- ✚ 団体貸出の実施

第3章 子どもの読書活動を支える人の育成



1 人材の育成

【 現状と課題 】

子どもの読書活動は、主に司書等の図書館職員、学校や幼稚園の教職員、学校図書指導員、保育士、ボランティア団体（個人）に支えられています。

子どもたちが本への関心を深め、読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが児童図書に関する専門知識と読み聞かせ等に必要な技能を身につけることが必要です。

身近な保護者や地域の方をボランティアとして育成していくことが肝要です。そのため、子どもの読書活動に携わる人たちや新たに活動を始めようとする人たちの相談に応じたり、必要な情報を提供することが求められています。

司書等の図書館職員は、「子どもを知り」、「子どもの本を知り」、「子どもと本を結びつける」ことが求められています。

各学校で、教員が読書に関する指導をする時間の確保に課題があります。

《参考》光市立図書館の養成講座から生まれたボランティア団体

名 称	発 足 年	受 講 講 座 名
語りの会	平成 11 年	語りのボランティア養成講座(H11)
絵本の読みあいグループ	平成 14 年	絵本の読みあいグループ養成講座(H14)
わらべうたの会	平成 14 年	わらべうたセミナー(H14)
IP ロン・パ 礼シアター研究会(仮称)	平成 18 年 5 月(予定)	パ 礼シアター・IP ロンシアター実践講座(H17)

【 施策の方向 】

図書館職員等の資料選択に関する知識の向上を図ります。

読み聞かせやブックトーク等を実践する司書、保育士、ボランティア等、子どもの読書活動の担い手の能力向上を図ります。

小学校・中学校・高等学校において、学校図書館運営の方法や読書指導についての研修を行い、読書推進に対する意欲と指導力の向上を図ります。

ボランティア団体（個人）等の人材の拡充を図ります。

【 具体的な取組み 】

人材育成のための研修

- ✚ 子どもの読書活動に携わる人たちのための研修会の開催
- ✚ 司書等の図書館職員や教職員・保育士等の能力向上を図るための専門研修の実施、及び関係機関の職員を対象とする研修の実施
- ✚ 教育研修機関における学校図書館研修講座等への参加の促進

2 市立図書館、学校、保育所、幼稚園、社会教育施設、民間団体等の連携・協力

【 現状と課題 】

子どもの読書活動を推進する市立図書館、学校、保育所、幼稚園、社会教育施設、民間団体等は、個別に活動する中で、連携や協力による取り組みが進められています。

市立図書館を通じて、ボランティア団体のネットワークづくりが行われています。

子どもの読書活動が生活の中に定着していくためには、家庭、地域、学校が一体となった取り組みが重要であり、このための推進体制づくりが求められています。

【 施策の方向 】

市立図書館、学校、保育所、幼稚園、社会教育施設、民間団体等との連携・協力を図るため、関係者からなる推進委員会を設置し、総合的な推進体制が整備されるように努めます。

【 具体的な取組み 】

推進体制の整備

✚ 「光市子どもの読書活動推進委員会（仮称）」の設置



連携・協力の推進

- ✚ 市立図書館と学校、保育所、幼稚園、社会教育施設、民間団体等との連携・協力の推進
- ✚ 地域内での連携・協力の推進
保育所・幼稚園・学校と家庭・社会教育施設・民間団体等との連携・協力

推進の重点

- ✚ 読書に関する講演会、フォーラム等の開催
- ✚ 市立図書館と学校図書館の情報交流の促進及び情報ネットワーク化の整備
- ✚ 教科書に掲載されている作品や文献、関連資料等の図書館での整備
- ✚ 市立図書館から学校図書館への本の団体貸し出し
- ✚ 図書館等とボランティア団体（個人）の連携による、乳幼児健診時のお勧め絵本の紹介
- ✚ 社会教育施設と図書館や学校との連携事業による読書意欲の喚起

第4章 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

1 子ども読書の日（4月23日）等への取り組み

【 現状と課題 】

「子ども読書週間」 4月23日～5月12日 にちなんで、市立図書館、学校等ではなし会や本の展示等の関連行事が実施されています。市立図書館では、17年度、児童書のパネル展示を実施しました。

「子ども読書の日」の市民への普及に努め、広く浸透を図る必要があります。

【 施策の方向 】





国や県の広報事業を連携して「子ども読書の日」の市民への普及に努めます。

毎年秋の「読書週間」 10月27日～11月9日 や「文字・活字文化の日」

10月27日 においても、子どもの読書活動への関心を深める取り組みを展開します。

【 具体的な取組み 】

子ども読書活動の普及・啓発活動

-  市立図書館等における「子ども読書週間」関連事業の実施
-  「子ども読書の日」関連事業のホームページ等での情報提供
-  「読書週間」における記念事業、関連事業の実施
-  「子どもの読書の日」や「読書週間」、「文字・活字文化の日」について、ポスター、リーフレット等の活用による広報活動の実施

2 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供

【 現状と課題 】

市立図書館では、子どもの読書に関する情報提供に努めています。

子どもの読書活動に関する情報を多くの人々が容易に活用することができるよう、各種情報の収集・提供機能の充実が求められています。

【 施策の方向 】

市立図書館、学校、保育所、幼稚園、社会教育施設、民間団体等における子どもの読書に関する情報の収集に努めます。

子どもや保護者、子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする、情報の提供に努めます。

【 具体的な取組み 】

広範な情報の収集・提供

- ✚ 子どもの読書活動の推進マニュアル、ボランティア情報、図書館等の施設情報を掲載した情報紙の作成及び関係者への配布
- ✚ 行事の開催、優良図書など各種情報のインターネットでの提供

3 優れた取り組みの奨励、優良図書の普及

【 現状と課題 】

国、山口県及び光市では、子ども読書活動推進の一環として、読書感想文等に熱心に取り組んでいる学校に対して表彰を行っています。

全国学校図書館協議会等が推薦を行っている優良図書を家庭や関係機関に周知する必要があります。

【 施策の方向 】

国の表彰事業に積極的に協力し、その取り組みの奨励を図るとともに、広く市民の間に子どもの読書活動についての関心と理解が深まるよう努めます。

全国学校図書館協議会等で推薦された優良図書の周知・普及を図ります。

【 具体的な取組み 】

子どもの優れた読書活動の奨励

- ✚ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）の文部科学大臣表彰の推薦

優良図書の普及

- ✚ 優良図書リストの配布
- ✚ 司書や司書教諭が推奨する図書の展示、紹介



読書感想画展 (文化センター)

資料

「読書活動に関するアンケート」とその結果

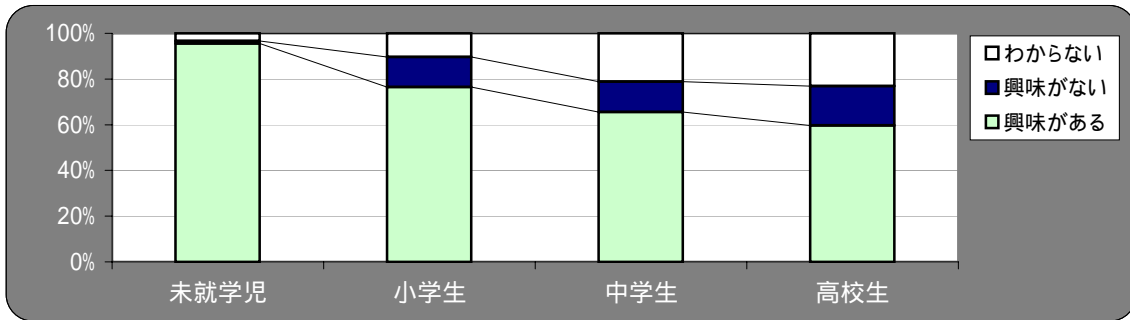
この調査は、子どもたちの読書活動の実態やご意見・ご要望を把握するため、平成17年7月、光市立図書館が市内全保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校の一学齢を抽出して実施しましたので、資料として添付します。

回答人数率で100%にならない項目は無回答があったことによる。

【対象】

	校・園数	調査対象	配布数	回収数	回収率
保育園・幼稚園	21園	年長児の保護者	390	293	75.1%
小学校	12校	4年生の保護者	532	417	78.4%
中学校	6校	2年生(本人)	578	553	95.7%
高等学校	3校	2年生(本人)	554	524	94.6%

あなたは(お子さんは)、本に興味を持っていますか？(回収人数率)

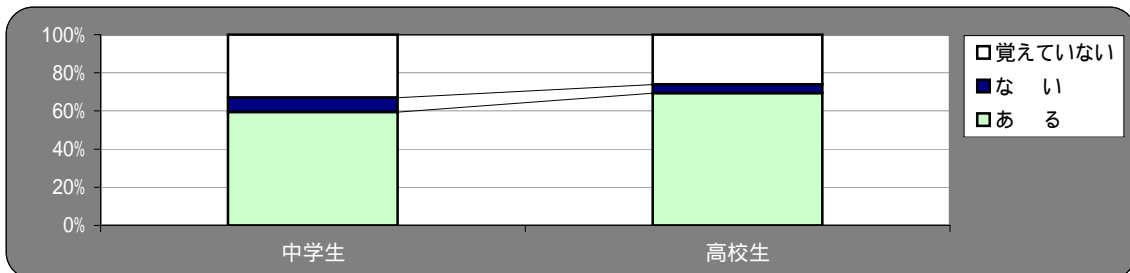


	興味がある	興味がない	わからない
未就学児	94.9%	1.0%	3.4%
小学生	76.5%	13.2%	10.3%
中学生	65.1%	13.2%	21.0%
高校生	58.8%	17.0%	22.7%

お子さんに、絵本を読んであげたことがありますか？(回収人数率)

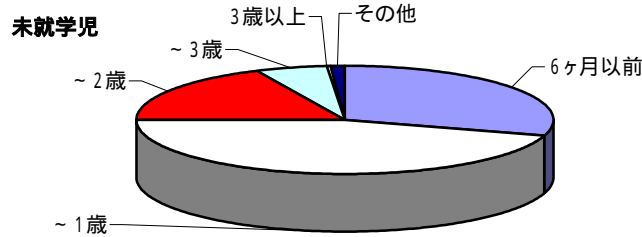
	あ る	な い
未就学児	100.0%	0.0%

小さい頃、家族の方に本(絵本を含む)を読んでもらったことがありますか？(回収人数率)



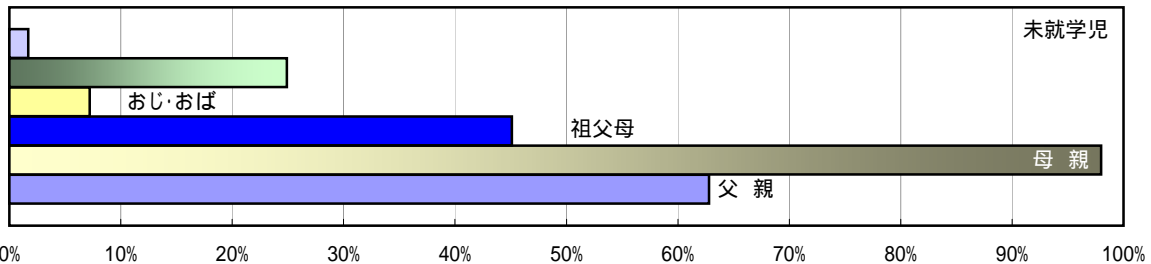
	あ る	な い	覚えていない
中学生	57.5%	7.4%	32.0%
高校生	68.1%	4.4%	25.8%

お子さんに、はじめて絵本を読んであげた時期はいつですか？（回収人数率）



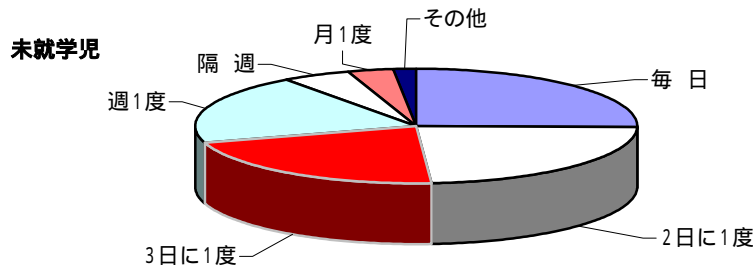
	6ヶ月以前	~1歳	~2歳	~3歳	3歳以上	その他
未就学児	29.0%	44.4%	17.7%	5.5%	0.3%	1.0%
「その他」の主な回答	出生前（妊娠中）		覚えていない			

絵本を読んであげる人は誰ですか？（複数回答）



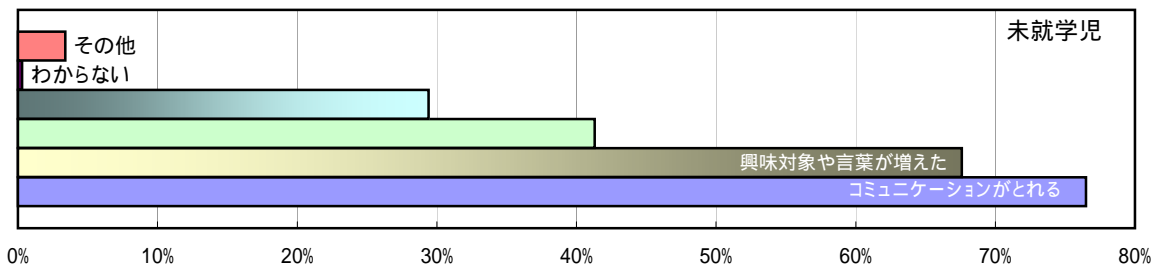
	父親	母親	祖父母	おじ・おば	兄弟・姉妹	その他
未就学児	62.8%	98.0%	45.1%	7.2%	24.9%	1.7%
「その他」の主な回答	友人		図書館などのおはなし会		保育園・幼稚園の先生	

絵本を読んであげた回数ほどのくらいですか？（回収人数率）



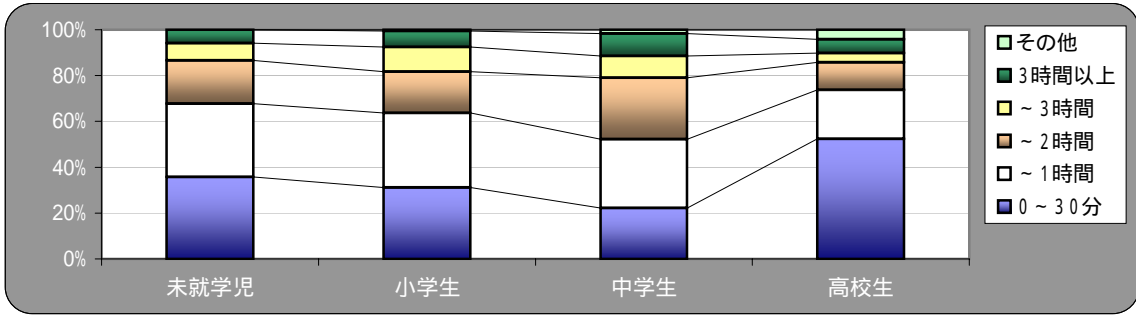
	毎日	1度/2日	1度/3日	週1度	隔週	月1度	その他
未就学児	25.3%	23.5%	21.2%	19.8%	4.8%	3.4%	1.7%
「その他」の主な回答	特に決まっていない			子どもがねだったとき			

絵本を読んであげてよかったことは何ですか？（複数回答）



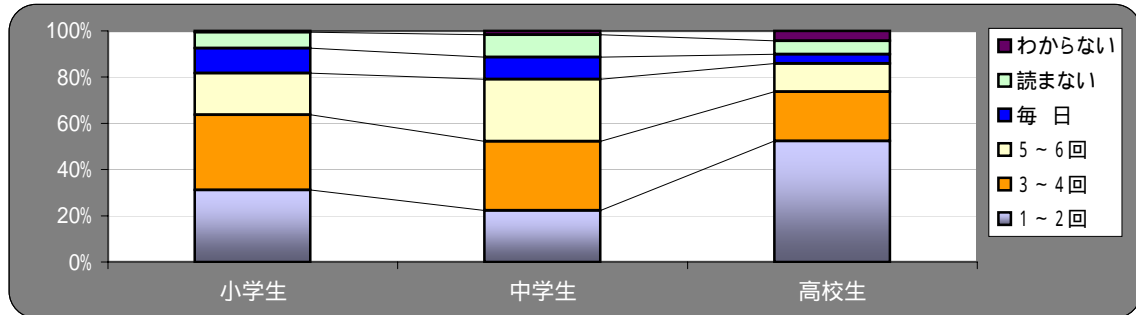
	コミュニケーションがとれる	興味対象や言葉が増えた	大人も読んで楽しい	大人も学ぶことがある	わからない	その他
未就学児	76.5%	67.6%	41.3%	29.4%	0.3%	3.4%
「その他」の主な回答	集中力が高まる		字を早く覚えた		成長を実感できる	

1週間の読書時間はどのくらいですか？（回収人数率）



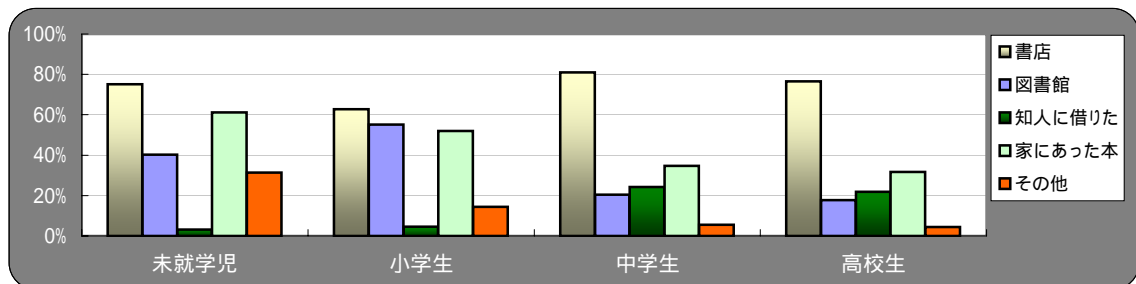
	0～30分	～1時間	～2時間	～3時間	3時間以上	その他
未就学児	35.5%	31.7%	18.8%	7.5%	5.8%	-
小学生	31.2%	32.6%	18.0%	10.8%	7.0%	0.5%
中学生	21.5%	28.9%	26.0%	9.2%	9.4%	1.6%
高校生	52.1%	21.2%	12.0%	4.0%	5.9%	4.2%
「その他」の主な回答	気が向いたとき		特に決まっていない			

1週間の読書の回数はどのくらいですか？（回収人数率）



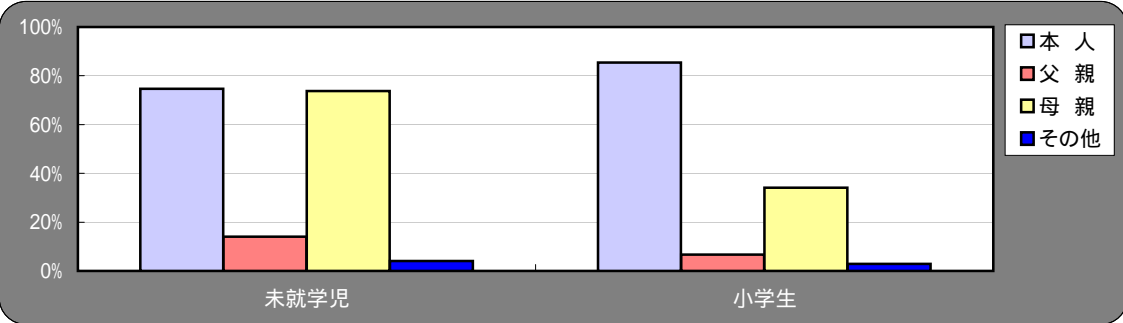
	1～2回	3～4回	5～6回	毎日	読まない	わからない
小学生	31.2%	32.6%	18.0%	10.8%	7.0%	0.5%
中学生	21.5%	28.9%	26.0%	9.2%	9.4%	1.6%
高校生	52.1%	21.2%	12.0%	4.0%	5.9%	4.2%

本はどこで手に入られましたか？（複数回答）



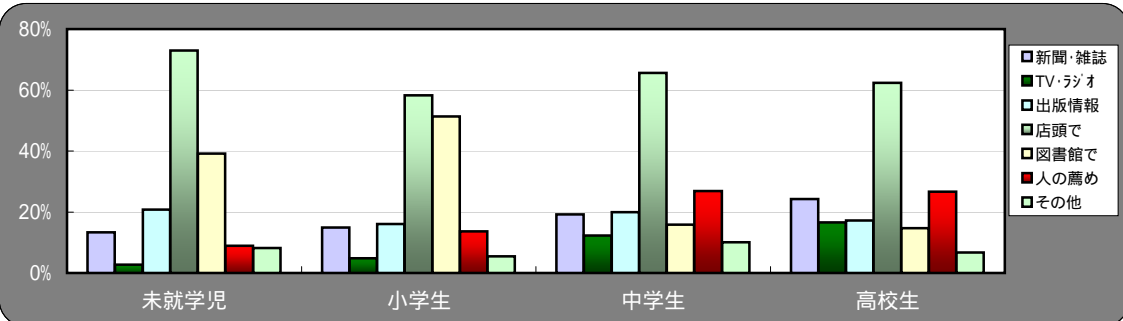
	書店	図書館	知人に借りた	家にあった本	その他
未就学児	75.1%	40.3%	3.1%	61.1%	31.4%
小学生	62.8%	55.2%	4.6%	52.0%	14.4%
中学生	81.0%	20.4%	24.2%	34.7%	5.6%
高校生	76.5%	17.7%	21.8%	31.7%	4.4%
「その他」の主な回答	園・学校で借りた 親戚・友人にもらった		ネット通販 やまびこ文庫		

主に誰が本を選びますか？（複数回答）



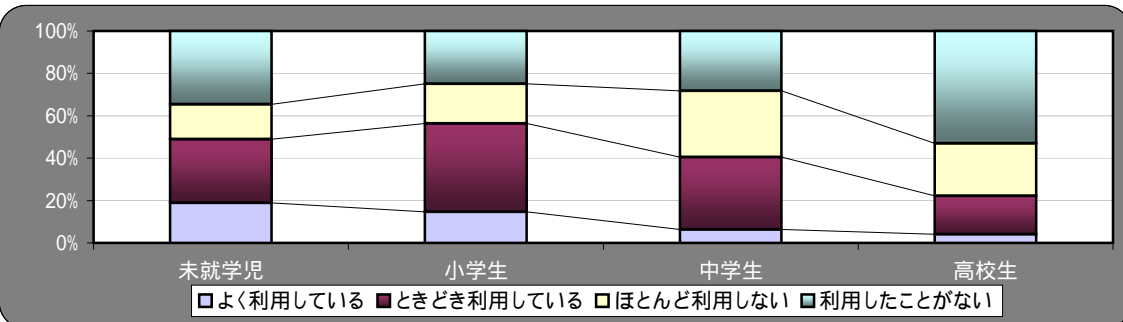
	本人	父親	母親	その他
未就学児	74.7%	14.0%	73.7%	4.1%
小学生	85.4%	6.7%	34.1%	2.9%
「その他」の主な回答	祖父母 親戚		自動配送サービス業者	

どのようにして本を選びますか？（複数回答）



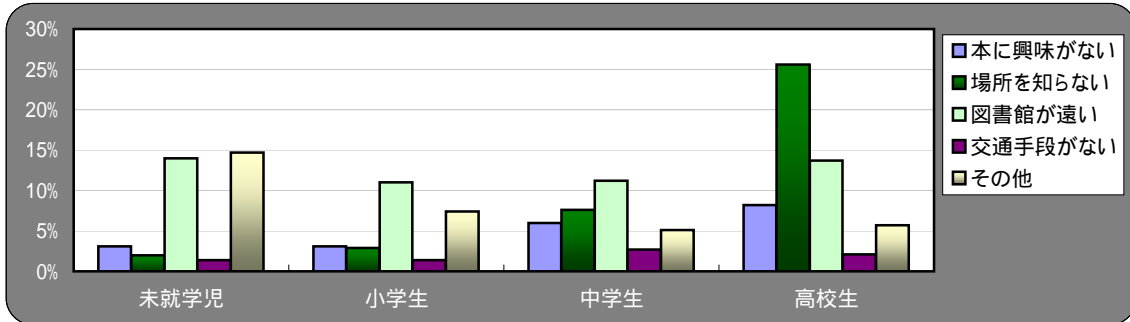
	新聞・雑誌	TV・ラジオ	出版情報	店頭で	図書館で	人の薦め	その他
未就学児	13.3%	2.7%	20.8%	73.0%	39.2%	8.9%	8.2%
小学生	14.9%	4.8%	16.1%	58.3%	51.3%	13.7%	5.5%
中学生	19.2%	12.3%	19.9%	65.6%	15.9%	26.9%	10.1%
高校生	24.2%	16.6%	17.2%	62.4%	14.7%	26.7%	6.7%
「その他」の主な回答	自動配送サービス		メールマガジン		親が子どものころに読んだ本 ロングセラー		

光市立図書館を利用したことがありますか？（回収人数率）



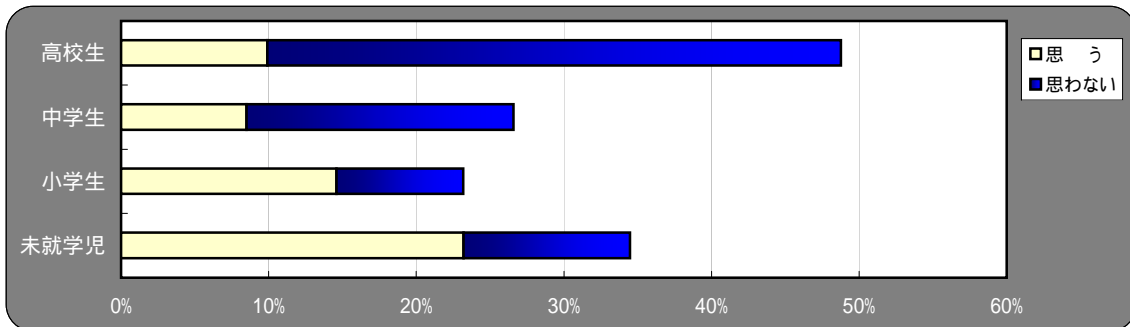
	よく利用している	ときどき利用している	ほとんど利用しない	利用したことがない
未就学児	18.8%	30.0%	16.4%	34.5%
小学生	14.6%	41.7%	18.7%	24.9%
中学生	6.3%	33.6%	30.7%	27.8%
高校生	4.0%	17.7%	24.2%	51.9%

光市立図書館を「利用したことがない」理由（回収人数率）



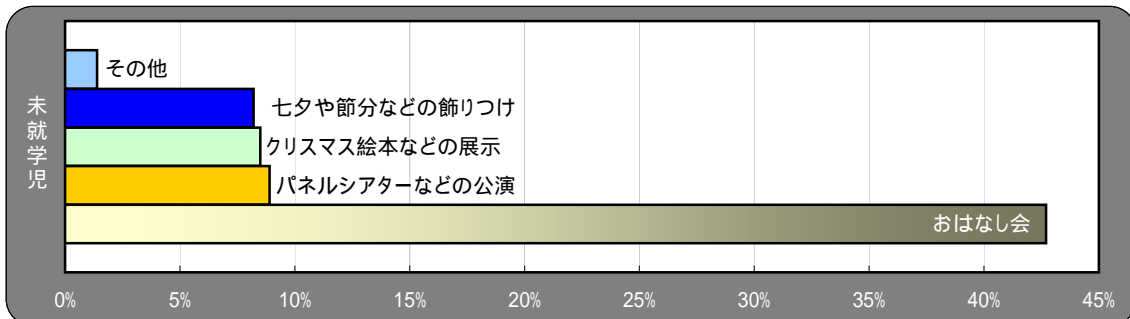
	本に興味がない	場所を知らない	図書館が遠い	交通手段がない	その他
未就学児	3.1%	2.0%	14.0%	1.4%	14.7%
小学生	3.1%	2.9%	11.0%	1.4%	7.4%
中学生	6.0%	7.6%	11.2%	2.7%	5.1%
高校生	8.2%	25.6%	13.7%	2.1%	5.7%
「その他」の主な回答	本はすべて購入する 衛生面		他の図書館を利用する 時間がない 返却が面倒		

光市立図書館を「利用したことがない」が、これから利用したいと思うか？（回収人数率）



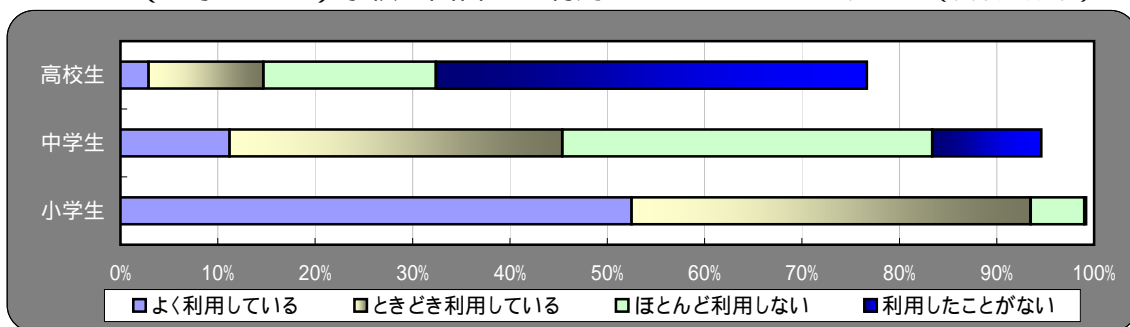
	思う	思わない
未就学児	23.2%	11.3%
小学生	14.6%	8.6%
中学生	8.5%	18.1%
高校生	9.9%	38.9%

光市立図書館で行われている子ども向けの行事を知っていますか？（複数回答）



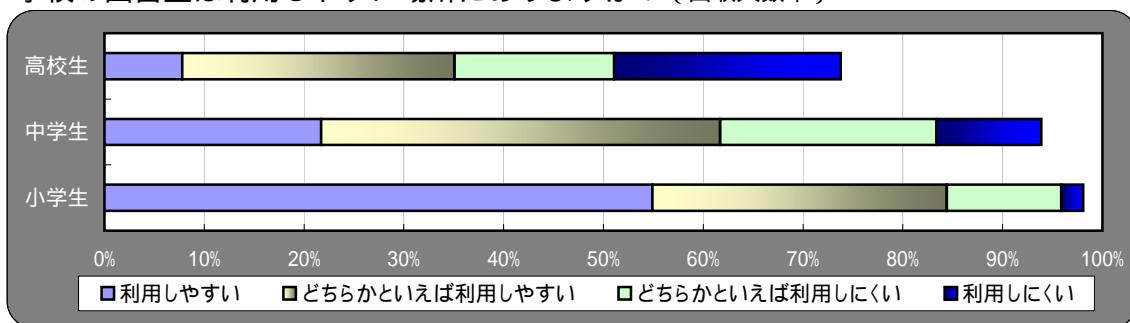
	おはなし会	パネルシアターなどの公演	クリスマス絵本などの展示	七つや節分などの飾りつけ	その他
未就学児	42.7%	8.9%	8.5%	8.2%	1.4%
「その他」の主な回答	情報が伝わらない		玄関付近のガラスケースの展示		

あなたは（お子さんは）学校の図書室を利用したことがありますか？（回収人数率）



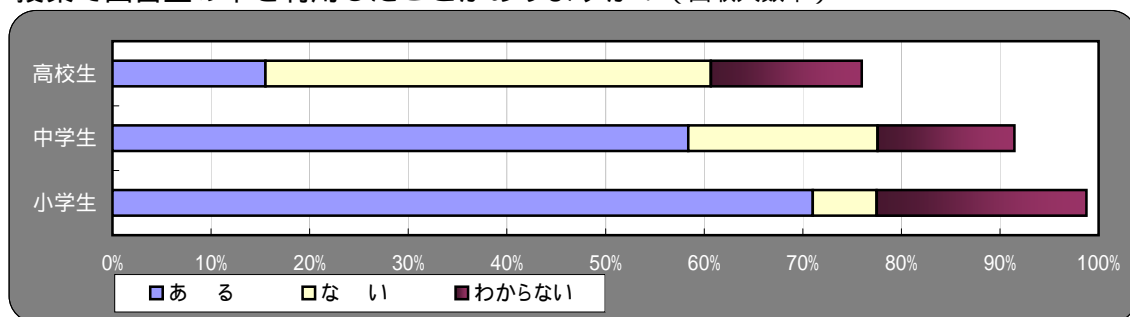
	よく利用している	ときどき利用している	ほとんど利用しない	利用したことがない
小学生	52.5%	41.0%	5.5%	0.2%
中学生	11.2%	34.2%	38.0%	11.2%
高校生	2.9%	11.8%	17.7%	44.3%

学校の図書室は利用しやすい場所にありますか？（回収人数率）



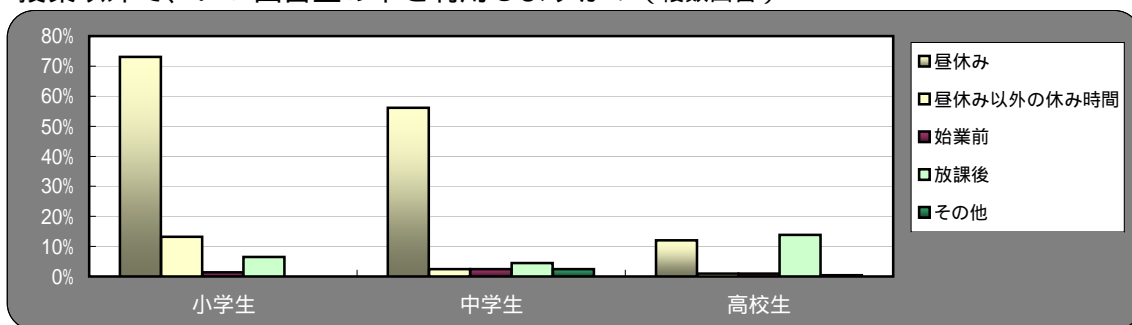
	利用しやすい	どちらかといえば利用しやすい	どちらかといえば利用しにくい	利用しにくい
小学生	54.9%	29.5%	11.5%	2.2%
中学生	21.7%	40.0%	21.7%	10.5%
高校生	7.8%	27.3%	16.0%	22.7%

授業で図書室の本を利用したことがありますか？（回収人数率）



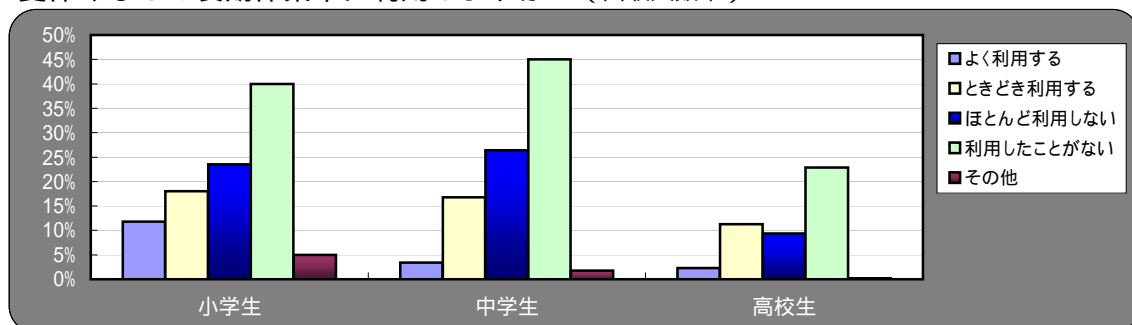
	ある	ない	わからない
小学生	71.0%	6.5%	21.3%
中学生	58.4%	19.2%	13.9%
高校生	15.5%	45.2%	15.3%

授業以外で、いつ図書室の本を利用しますか？（複数回答）



	昼休み	昼休み以外の休み時間	始業前	放課後	その他
小学生	73.1%	13.2%	1.4%	6.5%	0.0%
中学生	56.1%	2.5%	2.4%	4.5%	2.5%
高校生	12.0%	1.0%	1.0%	13.9%	0.4%
「その他」の主な回答	委員会				

夏休みなどの長期休業中に利用しますか？（回収人数率）



	よく利用する	ときどき利用する	ほとんど利用しない	利用したことがない	その他
小学生	11.8%	18.0%	23.5%	40.0%	5.0%
中学生	3.4%	16.8%	26.4%	45.0%	1.8%
高校生	2.3%	11.3%	9.4%	22.9%	0.2%
「その他」の主な回答	利用できるかわからない				

子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成 13 年 法律第 154 号】

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4 月 23 日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

衆議院文部科学委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【平成14年8月2日閣議決定】

第1章 はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。

平成13年5月に行われた調査によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で6.2冊、中学校で2.1冊、高等学校で1.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で10.5%、中学校で43.7%、高等学校で67.0%となっている。また、平成12年に行われた経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしな」と答えた生徒は、OECD平均では31.7%であるが、日本では55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD平均では12.6%であるが、日本では22%となっている。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成12年1月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言された。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本計画は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

なお、本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものである。

第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すよう

に子どもに働き掛けることが望まれる。

家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進

図書館における親等を対象とした講座はもちろん、市町村が実施する、妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、子育て支援の一環として公民館等において行う、読み聞かせなどの親子が触れ合う機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図る。

乳幼児や小学生等を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図る。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ。）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所である。

また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）において「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）に基づき、

子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること

地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス（利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務）等に努めること

子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進すること

希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めること

などの取組が一層推進されるよう促していく。

公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める。

ウ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっている。このため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

エ 民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約5,000の自発的に組織するグループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方を講じることが期待される。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば、学習指導要領においては、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標としている。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。このため、既に8,000校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなど各学校が目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

エ 学校関係者の意識高揚

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図っていく。

オ 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により推進を図る。また、盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進する。

カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要である。

ア 図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。公立図書館を設置する市町村の割合は、市（区）で96.5%、町村で36.1%となっている（平成11年度文部科学省社会教育調査）。したがって、公立図書館が未設置の市町村については、その設置について積極的な検討が行われることが望まれる。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においては、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

そこで、都道府県が未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めるとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

イ また、既に公立図書館の整備が行われている市町村に対しても、地域の実情に応じて、分館や移動図書館車の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。

ウ さらに、子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進を促していく。

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書等資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう努める。

イ 設備等の整備・充実

移動図書館車の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、公立図書館における移動図書館車の整備を推進する。

図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出し情報やお話会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たす。利用者が利用できるコンピュータの設置状況は、都道府県立図書館で77.0%、市町村立図書館で46.4%となっている。また、インターネット接続コンピュータの利用者への開放状況は、都道府県立図書館で59.0%、市町村立図書館で24.6%となっている（いずれも平成13年5月文部科学省調べ。）

このため、インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進する。

児童室等の整備

図書館の中で児童室を置いているのは、60.6%である（平成11年度文部科学省社会教育調査）。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づ

き、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促していく。

ウ 司書の研修等の充実

司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、その養成を進めるとともに、司書の重要性についての地方公共団体の認識を深め、司書の適切な配置を促していく。

司書の研修の充実

公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれる。

このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための

諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、録音図書を所有する公立図書館は約20%、点字図書等を所有する公立図書館は約30%となっている（平成11年度文部科学省社会教育調査）。

こうした中で、障害のある子どもについても、施設整備面での配慮、及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すとともに、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

学校図書館図書整備5か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開

していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成14年度からの5年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指し、新たに、「学校図書館図書整備5か年計画」を策定したところであり、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年約130億円、総額で約650億円の地方交付税措置が講じられることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる蔵書の整備等が可能となる。

学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は23.6%であり、そのうちLAN（校内情報通信網）に接続している学校図書館は19.1%となっている（平成13年3月文部科学省調べ）。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備については、従来より、地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備に努める。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より、地方交付税措置等による整備が進められており、引き続き整備を促進する。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となる。このため、他校の学校図書館や図書館などと連携して、蔵書等の共同利用化や必要な図書の学校を越えた相互利用の促進・普及等を図る。

学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞ

れの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

教職員間の連携

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要である。

このため、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促していく。

外部人材による学校図書館活動の支援

学校図書館で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている学校は16.3%となっている(平成11年度間文部科学省調べ)。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

学校図書館の開放

地域住民に学校図書館を開放している学校は8.9%である(平成11年度間文部科学省調べ)。学校週5日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められている。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得なが

ら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していく。

ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

3 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間等の連携・協力

ア 子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要である。

このため、図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

イ また、図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等の取組を促していく。

ウ さらに、

公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する

保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する

司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動(いわゆるブックスタート活動)を実施する

など、図書館と様々な機関との連携・協力の推進を促していく。

(2) 図書館と大学図書館の連携・協力

大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行っており、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。

さらに、従来行われていた公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等において全館種を対象とした図書館協力が想定されている。図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

4 啓発広報等

(1) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

そこで、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等との連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の作成・配布などにより、全国的な啓発広報を推進する。

イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組などに関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上の文部科学省のホームページに子どもの読書活動の推進に関する専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

(2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

ア 子ども読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

イ 児童図書の作り手の創作意欲を高め、児童図書の質的・量的充実を図るため、児童文学の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰し、その創作活動の奨励と振興を図る。

(3) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係府省間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携を更に深め、方策の効果的な推進を図る。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

地方公共団体において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

(3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

地方公共団体間における各種情報の交換等を促進するため、地方公共団体間において、都道府県・市町村それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備が推進されるよう促していく。

特に、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

(1) 国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

文字・活字文化振興法

【平成 17 年 法律第 91 号】

(目的)

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第 8 条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第 9 条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第 10 条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第 11 条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法 施行に伴う施策の展開

活字文化議員連盟

文字・活字文化振興法に基づき、政治・行政・民間は連携して、次の施策を推進する

1. 地域における文字・活字文化の振興

ブックスタートの普及による子育て支援
本の読み語り支援、読書アドバイザーの育成
移動図書館の普及・拡充
作文アドバイザー（著述業、作家等）のネットワーク化による作文活動の奨励
読書・絵本のまちづくり活動の支援、小規模書店の個性化・ブックフェア等の支援
教育機関の図書館の地域開放等支援
未設置市町村における公共図書館の計画的な設置
公立図書館設置基準の改革（自治体単位から人口比への改善）
公立図書館図書・学術・研究等専門書の整備・充実
公立図書館への専門的な職員・読書アドバイザーの配置の推進

2. 学校教育に関する施策

読書指導の充実、読書の時間の確保による「言葉力」の教育支援
教員養成課程への「図書館科」(仮称)または「読書科」(仮称)などの導入による教員の資質の向上
学校図書館図書標準の達成、学校図書館図書整備費の交付税措置の充実・予算化
小規模校（十二学級未満）への司書教諭の配置、学校図書館に関する業務を担当する職員配置の推進
司書教諭の担当授業の軽減・専任化などの推進
高校図書館の充実
盲・ろう・養護学校の読書環境の整備
新聞を使った教育活動の充実
読み書き活動の基盤である国語教育の充実・より豊かな日本語の教育支援
学校図書館支援センターによる学校間、公立図書館との連携・推進
IT化の推進による学校図書館・公立図書館と国際子ども図書館等のネットワーク化の推進

3. 出版活動への支援

文字・活字にかかわる著作物再販制度の維持
学術的価値を有する著作物の振興・普及
著作者及び出版者の権利保護の充実
翻訳機会の少ない国々の著作物の翻訳、日本語著作物の翻訳の振興・支援、それに必要な翻訳者の養成
世界各地で開催されるブックフェア等国際文化交流の支援

本計画の策定にあたり、「光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会」を設置し広汎なご意見をいただきました。

懇話会委員

(50音順)

氏名	所属等	
植田孝子	読書グループ	やまびこ文庫主宰
上田保明	学校	光市立室積小学校校長
城彦二郎	福祉団体 読書グループ	光市手をつなぐ育成会会長 朗読グループ「おはよう」代表
玉澤靖子	保育士	光市保育協会保育士部会会長
福原宏子	母親クラブ PTA	光市地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長 光市立三井小学校PTA副会長
松本佳子	司書教諭	山口県立光高等学校教諭
三浦久美子	図書指導員	図書指導員
三浦恵子	読書グループ	こどもと本ジョイントネット・山口 光ベースキャンプ
藪崎寿子	母推(乳幼児)	光市母子保健推進協議会会長
山本安彦	(参与)	山口県立山口図書館主査

(は会長を、 は副会長を示す)

推進計画関係部課

部等名	課名	TEL	FAX	Eメールアドレス
福祉保健部	福祉課	0833-74-3001	0833-74-3070	fukushi@city.hikari.lg.jp
	社会課	0833-74-3005	0833-74-3071	syakai@city.hikari.lg.jp
	健康増進課	0833-74-3007	0833-74-3072	kenkouzoushin@city.hikari.lg.jp
教育委員会	教育総務課	0833-74-3601	0833-72-7202	soumu@edu.city.hikari.lg.jp
	学校教育課	0833-74-3602		gakkoukyouiku@edu.city.hikari.lg.jp
	生涯学習課	0833-74-3604		shougaigakushuu@edu.city.hikari.lg.jp

山口県立山口図書館子ども読書支援センター

TEL	083-924-2111	FAX	083-832-2817	メール	library.info@pref.yamaguchi.lg.jp
-----	--------------	-----	--------------	-----	-----------------------------------

光市子どもの読書活動推進計画

～ 豊かな『ことば』と『こころ』を育むために ～

発行日 平成18年3月

編集 光市立図書館

〒743-0011 光市光井9丁目18-1

TEL 0833-72-1440 FAX 0833-71-3644

E-mail library@edu.city.hikari.lg.jp